

## みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、みどり市マスコットキャラクター「みどモス」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を活用してみどり市を広くPRするため、着ぐるみを貸し出す場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象行事)

第2条 貸出しの対象となる行事は、主に市内で活動を行う法人その他の団体が行う行事であって、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 公共性又は公益性の高い行事
- (2) 市民の交流及び地域の活性化に資する行事
- (3) 市及び市産品のPRに有効であると認められる行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める行事

(使用の申請及び承認)

第3条 着ぐるみを借り受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、着ぐるみを借り受けようとする期間の初日の3月前の日の属する月の初日から借り受けようとする期間の初日の7日前までに、みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款、規約その他申請者の概要が分かる書類
- (2) 企画書等着ぐるみを使用する行事の概要が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) みどり市マスコットキャラクター「みどモス」のイメージを損ない、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援するような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)又はみどり市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の中止等)

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に着ぐるみの使用の中止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により着ぐるみの借受けの承認を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

2 前項の規定により着ぐるみの使用の中止を命じた場合において、申請者に損害又は損失を生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 申請者が着ぐるみを借り受けることができる期間は、着ぐるみを使用しようとする期間の初日の2日前から当該期間の最終日の2日後までの期間を上限とする。

(申請者の遵守事項)

第7条 申請者は、着ぐるみを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された行事に限り着ぐるみを使用し、市長が指示する条件に従うこと。

(2) 着ぐるみを転貸しないこと。

(3) 市及びみどり市マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 着ぐるみを着用する者及び着ぐるみの周辺にいる者の安全が確保されるよう、必要な対策を講じること。

(5) 着ぐるみを破損し、又は汚損しないよう努め、着ぐるみを著しく破損し、又は汚損したときは、申請者の負担により原状に復すること。

(6) 使用を終了したときは、みどり市マスコットキャラクター着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告すること。

ア 着ぐるみを使用した状況が分かる写真

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(損害の賠償等)

第8条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、申請者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。

(1) 申請者が、着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損して、着ぐるみを使用することができない状態にさせたとき。

(2) 申請者が、着ぐるみの使用によって、市に損害又は損失を与えたとき。

2 申請者が、着ぐるみの使用によって、他の者に損害又は損失を与えた場合であっても、市長は、その損害の賠償又は損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみを貸し出す場合の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。